第二百十六条の見出し中「及び地域環境調整官」を「、水利計画官、地域環境調整官及び強靭化指導官」に改め、同条第一項中「及び工事検査官」を「、工事検査官一人及び水利計画官」に改め、同条第三項中「農業土木専門官は」の下に「、命を受けて」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「掲げる」を「規定する」に、「整備部設計課に、」を「農村振興部設計課に」に改め、「一人を」の下に「、東北農政局、関東農政局及び東海農政局の農村振興部設計課にそれぞれ強靭化指導官一人を」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　水利計画官は、地方農政局の管轄区域内における農業水利に関する専門技術上の事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百十六条に次の一項を加える。

9　強靭化指導官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業に関する防災及び減災のための計画に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百十六条を第二百十二条とし、同条の次に次の四条を加える。

（企画官、土地利用指導官及び農村復興指導官）

第二百十三条　農村計画課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、農村計画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　第一項に規定するもののほか、近畿農政局の農村振興部農村計画課に土地利用指導官一人を、東北農政局の農村振興部農村計画課に農村復興指導官一人を置く。

4　土地利用指導官は、地方農政局の管轄区域内における農業振興地域整備計画の作成に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　農村復興指導官は、農村計画課の所掌事務に係る東日本大震災による被害を受けた地域の復興に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（農政調整官、土地改良指導官及び農地集団化推進官）

第二百十四条　土地改良管理課に、農政調整官一人及び土地改良指導官一人（東北農政局にあっては、二人）を置く。

2　農政調整官は、土地改良管理課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3　土地改良指導官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の業務及び会計に関する事務、交換分合その他土地改良事業による農用地の集団化の促進に関する重要事項についての指導及び連絡調整に関する事務並びに国営の土地改良事業に係る換地に関する事務（農地集団化推進官の所掌に属するものを除く。）を行う。

4　第一項に規定するもののほか、関東農政局、近畿農政局及び中国四国農政局の農村振興部土地改良管理課に、それぞれ農地集団化推進官一人を置く。

5　農地集団化推進官は、地方農政局の管轄区域内における農地中間管理機構に関連する交換分合その他土地改良事業による農用地の集団化の促進に関する重要事項についての指導及び連絡調整に関する事務並びに国営の土地改良事業に係る換地に関する事務を行う。

（地質官、リスク対策調査官及び環境保全官）

第二百十五条　農村環境課に、地質官二人（北陸農政局及び東海農政局にあっては、一人）、リスク対策調査官一人及び環境保全官一人を置く。

2　地質官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業に係る地質及び地下水に関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

3　リスク対策調査官は、地方農政局の管轄区域内における災害対策に係る地質及び地下水に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4　環境保全官は、地方農政局の管轄区域内における農村地域の環境の保全に関する専門技術上の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（事業計画管理官及び環境計画専門官）

第二百十六条　事業計画課に、事業計画管理官一人を置く。

2　事業計画管理官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業計画の管理に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

3　第一項に規定するもののほか、東北農政局及び中国四国農政局の農村振興部事業計画課に、それぞれ環境計画専門官一人を置く。

4　環境計画専門官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業計画の環境との調和への配慮に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百十七条の見出しを「（用地官及び用地調整官）」に改め、同条第一項中「三人」の下に「及び用地調整官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　用地調整官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業並びに農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業、地すべり防止に関する事業及びぼた山の崩壊の防止に関する事業の用に供する権利の保全に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百二十一条を削る。

第二百二十条第一項中「整備部」を「農村振興部」に改め、同条第三項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条を第二百二十一条とする。

第二百十九条第一項中「整備部」を「農村振興部」に改め、同条を第二百二十条とする。

第二百十八条の二の見出しを「（多面的機能支払推進室及び多面的機能企画官）」に改め、同条第一項及び第二項中「農地・水保全管理室」を「多面的機能支払推進室」に改め、同条に次の二項を加える。

3　第一項に規定するもののほか、東北農政局、北陸農政局及び九州農政局の農村振興部農地整備課に、それぞれ多面的機能企画官一人を置く。

4　多面的機能企画官は、地方農政局の管轄区域内における農地その他の農業資源の保全を図るための活動に対する支援に関する企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百十八条の二を第二百十九条とする。

第二百二十二条第二項中「五人」を「一人」に、「三人、関東農政局及び中国四国農政局にあっては二人、北陸農政局にあっては一人」を「二人、東海農政局及び九州農政局にあっては三人」に改める。

第二百二十四条第三号を削る。

第二百三十二条の見出し中「地域統計室並びに」を削り、同条第一項中「地域統計室並びに」を削り、「一人」を「二人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「統計指導官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「情報調整官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第三項とする。

第二百三十三条を次のように改める。

第二百三十三条　削除

第一章第三節第一款第二目を次のように改める。

第二目　削除

第二百三十四条から第二百五十条まで　削除

第二百八十七条の見出しを「（次長、地方参事官及び地方調整官）」に改め、同条第一項中「一人」の下に「、地方参事官五人及び地方調整官二人」を加え、同条に次の二項を加える。

3　地方参事官は、命を受けて、北海道農政事務所の所掌事務に関する重要事項に関する事務を行う。

4　地方調整官は、命を受けて、北海道農政事務所の所掌事務に関し調整を要する重要事項に関する事務を行う。